

総務大臣政務官  
向山 淳 様

# 国の施策等に関する 提案・要望書

(令和8年4月)

鳥 取 県

# インターネット上の差別行為等に関する対策について

## 《提案・要望の内容》

○インターネットを利用した差別表現の流布等、部落差別をはじめとする様々な差別や人権侵害事案を解決するため、必要な措置を講じること。

＜インターネット上の差別への対策＞

- ・大規模プラットフォーム事業者において同じ内容の投稿を一括して削除できるよう、必要な措置を講じること。
- ・被侵害者自身が、心身に支障をきたしている状態、若しくは高齢などの理由により、自ら情報流通プラットフォーム対処法に基づく削除要請が困難である場合について、第三者が代わって削除要請できるよう措置を講じること。
- ・差別解消に関する法律（部落差別、障がい者差別、ヘイトスピーチ）の趣旨を鑑み、特定個人を対象としない場合でも情報流通プラットフォーム対処法の削除要請の対象とすること。

○情報流通プラットフォーム対処法は、実体法に踏み込んでおらず、規定されているのは、迅速に応答する義務、手続きの明確化、透明化までであるため、問題解決に向けて十分とは言えない。地方における取組にも限界があることから、国において実効性のある改善措置を講じること。

## ＜参考＞

### 1 鳥取県の現状

- インターネット上の誹謗中傷等の発生・被害拡大を防ぎ、県民を守るため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に、インターネット上の差別行為を行った投稿者に対して削除命令や過料を科すなどの実効性を担保する措置を加える条例改正（令和7年12月25日公布・令和8年1月25日施行）を行った。
- インターネット上の人権侵害に係る相談窓口を新たに設けるとともに、関係部局からなる組織「インターネット人権安心サポートチーム」を新設し、支援体制を強化した。
- 支援を進める中で、被侵害者が削除を求める投稿の内容が拡散・大量となり削除申出自体が困難といった技術的な課題、或いは、そもそも削除基準を事業者が自ら定めることにより、人権侵害と考えられる投稿等も削除の対象とならない場合が存在するなど、迅速な救済につながらない状況がある。

### 2 鳥取県における条例改正検討の経緯

- 本県においては、平成8年に「人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定し、あらゆる差別の解消や真に尊重される社会づくりを推進している。
- 新型コロナウイルス感染症等を理由としたインターネットやSNS上での差別行為等が大きな社会問題となったことから、インターネット上の行為を含むことを改めて明示する条例改正を令和3年に行った。また、人権問題の多様化、複雑化に対応するため、様々な人権問題を例示（人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であること等）し、差別を包括的に禁止した。
- 本県では、これまでも、ネット上の人権侵害について今日のように広く社会問題となる以前から、相談案件には、人権尊重の社会づくり相談ネットワークの専門家（弁護士）の助言も得ながら、法務局人権擁護制度の活用紹介や専門機関への相談、プロバイダ事業者への削除要請など、ネット上の人権侵害の被害相談者を支援してきた。
- 令和7年4月に情報流通プラットフォーム対処法が施行されたが、これを補完するかたちで地方自治体として実効性のある措置を取るべく条例改正を行った。

#### [参考:インターネット上の差別投稿が解消されない事案]

インターネット上に、同和地区（被差別部落）に関する識別情報を摘示する投稿について、プラットフォーム事業者に削除要請を行うが、令和6年12月に「全国部落調査」復刻版出版事件の上告が退けられ、東京高裁判決の内容で確定したにもかかわらず、未だに削除されていない。

～東京高裁判決の概要～

「人は誰も、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益である」というべきである。」

- ・「差別されない権利」に基づき、本件地域情報の公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求めることができる。
- ・法的に救済を求めることができる者の範囲
  - ①本件地域に現に住所又は本籍を有する者
  - ②過去において本件地域に住所又は本籍を有する者
  - ③親族が本件地域に住所又は本籍を現に有し又は過去において有していた者